

「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」の前倒し支給について

- 授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象世帯に支給します。(返還の必要はありません。)
- 希望する新入生の保護者等については支給額の一部(年額のうち3か月分)を前倒しで受給することができます。前倒し受給を希望される場合は、申請を行ってください。

前倒し支給(3か月分)を申請した場合でも、**残額(9か月分)分は別途申請する必要があります。**一度の申請で年額(12か月分)を受給したい場合は、7月の通常分で申請してください。

※令和8年度新入生(新1年生)以外は前倒し支給の対象となりません。7月に募集する通常(年額)の支給申請を行ってください。

1. 前倒し支給の要件

- 対象となる世帯

令和8年度新入生で日本国籍、
または特定の在留資格を有する者のうち、
保護者等が**生活保護(生業扶助)受給世帯**
または、**保護者等(父母)全員の住民税所得割額の合計が以下の所得要件を満たす世帯**

○課税証明書の場合の確認箇所

例	県民税	市民税
所得割(額)	●●●●円	○○○○円
均等割(額)	2000円	3500円

- ※令和8年4月1日時点で要件を全て満たしていることが必要です。詳細な要件については裏面をご覧ください。
- ※保護者等(父母)全員の対象年度の課税証明書が提出できない場合は対象外。(例:海外赴任等で国内に住所を有していない)
- ※児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。以下同じ。)が措置されている場合は対象外(措置状況については、お住まいの自治体にご確認ください。)

- 所得要件 および 支給額(3か月分)

世帯区分(保護者等(父母)全員の住民税所得割額の合計)	支給額
① 生活保護(生業扶助)受給世帯(全日・定時・通信制)	8,075円 (32,300円のうちの3か月分)
② 非課税(0円)である世帯(①以外)	35,925円 (143,700円のうちの3か月分)
③ 105,500円未満である世帯(①②以外) ※	11,975円 (47,900円のうちの3か月分)
④ 182,500円未満である世帯(①②③以外) ※	8,982円 (35,930円のうちの3か月分)

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ対象。

2. 支給時期の見込み(予定)

前倒し支給(3か月分)申請が認定された場合 … 7月下旬頃

- ※残額(9か月分)については審査基準日や必要書類が異なるため、**7月1日以降に別途申請が必要です。**(専用様式/通常分申請不可)
- ※残額申請時に受給要件を満たしていない場合は、3か月分のみ給付となります。(返還不要)

3. 申請手続き

必要書類(裏面に記載)について、**奈良県立大学附属高等学校が指定する期限まで**に提出してください。

〈提出先〉奈良県立大学附属高等学校 〒630-8044 奈良市六条西3丁目 24 番1号
 <申請書のダウンロードはこちら>

奈良県立大学附属 奨学給付金

検索

<https://www.pref.nara.lg.jp/n056/60687.html>



裏面へ→

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒1人につき区分ごとの●又は○のついた必要書類一式を用意してください。

世帯区分		提出書類（●必須 ○在留資格が家族滞在の場合必須）世帯区分は表面参照
①	②③④	
●	●	「公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【新入生・前倒し支給用】」
●	●	「公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金口座振替申出書」
●	—	「生活保護(生業扶助)受給証明書」(福祉事務所発行の原本) ※本年4月1日以降発行で、4月1日時点での受給内容(世帯全員の氏名・扶助種・受給期間等)が確認できるものに限る。
—	●	「令和7年度(令和6年分)課税証明書」(市町村発行の原本) ※課税証明書以外の所得証明書類については「申請書の書き方」に記載の添付書類注意事項をご確認ください。 ※コンビニ交付では前年度分が出せない場合があります。自治体にご確認ください。 ※保護者等全員分(原則父母2名分)(配偶者控除、単身・海外赴任在任等による提出の省略不可) ※DV等やむを得ない事情で一方が出せない場合、「申立書」の別途提出が必要。(当課 HP から様式印刷)
●	●	生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」を確認できる書類 例:住民票(原本/個人番号が記載されていないもの)、特別永住者証明書または在留カードのコピー ※住民票は本年4月1日以降発行のものに限る。
○	○	日本の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類 例:日本の小学校及び中学校の卒業証書のコピーまたは卒業証明書

5. 奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の支給要件(詳細)

令和8年4月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- (1) 保護者等(父母)全員が奈良県内に住所を有している者のうち、生徒本人が以下のいずれかに該当する者であること
(海外等在住で奈良県内に住所を有しない場合は対象外)

① 日本国籍を有する者	② 特別永住者	③ 永住者	④ 日本人の配偶者等
⑤ 永住者の配偶者等	⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者		
⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者			

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

- (2) 生活保護(高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯、保護者等全員の住民税所得割額の合算が0円(非課税)または182,500円未満である世帯であること

※家計急変により保護者等全員の住民税所得割額の合計額が上記に相当すると認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性があります。該当する場合は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

- (3) 生徒が奈良県立大学附属高等学校に在学していること
(4) 対象生徒に対して、保護者等が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
(5) 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

※事実と異なる内容の申請により支給が行われた場合は、当該支給額を返還いただきますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

◇奈良県立大学附属高等学校 〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号 TEL 0742-81-4430
◇奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8347